

環境保全型農業推進調査事業実施要綱

平成23年4月1日付け22生産第9196号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農業分野における地球温暖化防止、生物多様性保全への貢献が重要な政策課題となる中、温室効果ガス削減等に効果の高い営農活動の普及・拡大を図っていくことが急務である。

こうした状況の中、平成23年度から、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と一体で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、国が直接支援を行う「環境保全型農業直接支払」を開始することとしており、本制度のより効果的・効率的な推進を図るため、多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響やその環境保全効果等の調査・分析を実施するとともに、効率的な事務手続、実施体制の確立に向けた調査・分析を実施するものとする。

第2 事業内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響に関する調査・分析
- 2 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入による環境保全効果に関する調査・分析
- 3 効率的な事務手続、実施体制の確立に関する調査・分析

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第4 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成23年度とする。

第5 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、生産局長に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。

第8 事業実施結果の評価

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施結果について自己評価を行い、生産局長に報告するものとする。

第9 推進指導

国は、事業実施主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うものとする。

第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。